# 様式１　公表されるべき事項

## 国立大学法人神戸大学の役職員の報酬･給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育･研究事業である。役員報酬の妥当性を検証するにあたり、国家公務員（事務次官年間報酬額 23,374千円）、職員数が当該法人（職員数約3,700人）と同規模である民間法人を参考とした。

② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

本学における役員の賞与において、標準では俸給月額のおよそ5.42月分を支給することとなるが、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

本学における役員報酬支給基準は、俸給月額、賞与、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当から構成されている。
月額については、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、俸給（1,107,000円）に地域手当（132,840円）を加算して算出している。
賞与についても、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、賞与基礎額（俸給月額＋地域手当＋((俸給月額＋地域手当)×100分の20)＋(俸給月額×100分の25)）に6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和元年度では、給与法指定職の改定に準拠し、賞与の支給割合を年間3.35月分から3.40月分に引き上げた。

理事

本学における役員報酬支給基準は、俸給月額、賞与、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当から構成されている。
月額については、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、俸給（634，000円～895，000円）に地域手当（76，080円～107，400円）を加算して算出している。
賞与についても、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、賞与基礎額（俸給月額＋地域手当＋((俸給月額＋地域手当)×100分の20)＋(俸給月額×100分の25)）に6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和元年度では、給与法指定職の改定に準拠し、賞与の支給割合を年間3.35月分から3.40月分に引き上げた。

監事

本学における役員報酬支給基準は、俸給月額、賞与、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当から構成されている。
月額については、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、俸給（516，000円～706，000円）に地域手当（61，920円～84，720円）を加算して算出している。
賞与についても、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、賞与基礎額（俸給月額＋地域手当＋((俸給月額＋地域手当）×100分の20）＋（俸給月額×100分の25））に6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和元年度では、給与法指定職の改定に準拠し、賞与の支給割合を年間3.35月分から3.40月分に引き上げた。

理事（非常勤）

該当者なし

監事（非常勤）

本学における役員報酬支給基準は、非常勤役員手当及び通勤手当から構成されている。
非常勤役員手当については、国立大学法人神戸大学役員報酬規程に則り、勤務形態を考慮し、年額（1，728，000円）又は月額（144，000円）又は日額（36，000円）としている。

## 2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 令和元年度年間報酬等の総額 | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任・退任の状況 就任 | 退任 | 前職 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人の長 | 千円<br>20,877 | 千円<br>13,284 | 千円<br>5,999 | 千円<br>1,594 (地域手当) | | | |
| A理事 | 千円<br>17,274 | 千円<br>10,740 | 千円<br>5,089 | 千円<br>1,288 (地域手当)<br>155 (通勤手当) | | | |
| B理事 | 千円<br>16,879 | 千円<br>10,740 | 千円<br>4,850 | 千円<br>1,288 (地域手当) | | | |
| C理事 | 千円<br>14,472 | 千円<br>9,132 | 千円<br>4,124 | 千円<br>1,095 (地域手当)<br>120 (通勤手当) | 4月1日 | | |
| D理事 | 千円<br>17,082 | 千円<br>10,740 | 千円<br>4,850 | 千円<br>1,288 (地域手当)<br>203 (通勤手当) | | | |
| E理事 | 千円<br>15,729 | 千円<br>9,816 | 千円<br>4,433 | 千円<br>1,177 (地域手当)<br>302 (通勤手当) | 4月1日 | | |
| F理事 | 千円<br>15,762 | 千円<br>9,816 | 千円<br>4,433 | 千円<br>1,177 (地域手当)<br>335 (通勤手当) | 4月1日 | | |
| G理事 | 千円<br>15,689 | 千円<br>9,816 | 千円<br>4,433 | 千円<br>1,177 (地域手当)<br>262 (通勤手当) | 4月1日 | | |
| H理事 | 千円<br>14,128 | 千円<br>8,438 | 千円<br>3,826 | 千円<br>1,012 (地域手当)<br>203 (通勤手当)<br>648 (単身赴任手当) | | 3月30日 | ◇ |
| I監事 | 千円<br>13,400 | 千円<br>8,472 | 千円<br>3,826 | 千円<br>1,016 (地域手当)<br>85 (通勤手当) | | | ※ |
| J監事<br>(非常勤) | 千円<br>1,862 | 千円<br>1,728 | 千円<br>0 | 千円<br>134 (通勤手当) | | | |

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄

注2:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

神戸大学は、「学理と実際の調和」を建学の理念とし、「真摯・自由・協同」の精神に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において先導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、学長のリーダーシップのもと、神戸大学長期ビジョンとして「先端研究・文理融合研究で輝く卓越研究大学」へ進化することを目指している。

具体的には、社会科学分野・理系分野双方に強みを有する伝統と特色を生かし、文系・理系の枠にとらわれない先端研究を推進し、他大学・研究機関とも連携して、新たな学術領域を開拓・展開する。同時に、学部と大学院のつながりを強化し、先端研究の臨場感のなかで学生が創造性と学識を深めることを重視する。また、海外中核大学と共同研究や連携教育の重層的な交流を図り、世界各地から優秀な人材が集まり、世界へ飛び出していくハブ・キャンパスとしての機能を飛躍的に高めることに取り組んでいる。

そうした中で、神戸大学の学長は、職員数約3,700人及び学生数が約18,000人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

その責任者としての学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬55,053千円、あるいは事務次官の年間給与額23，374千円と比較した場合にそれより低い水準となっている。

神戸大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員報酬及び事務次官の年間給与額との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

神戸大学は、世界のトップクラスの研究機関、教育機関並びに卓越した社会貢献、大学経営を目指す約3,700人の職員及び約18,000人の学生が所属する大規模な総合大学である。大学運営のための業務は多岐に亘るため、運営を円滑に行うことができるよう8名の理事が在職しており、以下の業務の総括責任者として大学運営の重責を担っている。

〇総括・企画・人事担当
〇研究・情報管理担当
〇教育・入試担当
〇病院・学生・危機管理担当
〇国際・評価担当
〇産学連携担当
〇広報・組織連携・同窓会・基金担当
〇総務・財務・施設・環境担当

その統括責任者としての理事の年間報酬額は、平成30年民間企業における役員報酬（給与）調査によると、人数規模が同規模である民間企業の専務取締役の年間報酬額である46，681千円、常務取締役の年間報酬額である35，321千円、あるいは事務次官の給与額23，374千円と比較した場合にそれより低い水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の国立大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事（非常勤）

該当者なし

監事

本公表の学長及び理事の報酬水準で記載したとおり、本学は職員数約3,700人及び学生数約18,000人が所属する大規模総合大学である。その運営のための業務は教育、研究、医療、社会貢献等多岐に亘っており、本学監事は、その業務全般について適正かつ効率的な監査業務を司っており、その業務内容は、民間企業における社外取締役若しくは監査役と同等であると判断する。
本学監事の年間報酬額は、平成30年民間企業における役員報酬（給与）調査によると人数規模が同規模である民間企業の取締役の年間報酬額である26,392千円と比較した場合にそれより低い水準となっている。
こうした職務内容の特性や他の国立大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事（非常勤）

同上

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4　役員の退職手当の支給状況（令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

| 区分 | 支給額（総額） | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 法人の長 | 該当なし | | | | | |
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| A理事 | 6,742<br>(42,699) | 6<br>(41) | 0<br>(11) | H31.3.31 | 1 | |
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| B理事 | 4,494<br>(42,699) | 4<br>(36) | 0<br>(0) | H31.3.31 | 1 | |
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 監事 | 該当なし | | | | | |
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 監事（非常勤） | 該当なし | | | | | |

注1：A理事及びB理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間（「法人での在職期間」）をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。
注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄

## 5　退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|---|---|
| 法人の長 | 該当なし |
| A理事 | 当該理事は、広報・社会連携・同窓会・基金担当として、広報活動、地域社会や卒業生との連携、大学のブランディングを推進し、「先端研究・文理融合研究で輝く卓越研究大学」構築に大きく貢献した。<br>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、平成31年3月22日開催の経営協議会の議を経て、「1.0」と決定し、退職手当を増額又は減額することなく支給した。 |
| B理事 | 当該理事は、入試・学生担当として、多面的・総合的な評価・判定を行う入学者選抜の実施、学生に対する生活支援・キャリア教育・ボランティア活動支援体制の充実を図ることで、「先端研究・文理融合研究で輝く卓越研究大学」構築に大きく貢献した。<br>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、平成31年3月22日開催の経営協議会の議を経て、「1.0」と決定し、退職手当を増額又は減額することなく支給した。 |
| 監事 | 該当なし |
| 監事<br>（非常勤） | 該当なし |

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

## 6　業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学役員のうち、常勤の理事に支給する賞与について、前年度の業務実績に対する評価結果に基づき、翌年度に支給する賞与の増額又は減額を行う運用を平成28年度より開始した。（平成29年度賞与から反映）

## Ⅱ 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、国家公務員の給与水準など社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めていくこととしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績等は、昇格及び昇給の実施並びに勤勉手当の成績率の決定に反映させている。
また、年俸制適用教員については、年俸制適用教員活動評価を行い、翌年度の業績給に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|---|---|
| 賞与:勤勉手当<br>(査定分) | 基準日(6月1日、12月1日)以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率(支給割合)に基づき支給する。 |
| 俸給月額<br>(昇格・降格) | 昇格:①上位の級に決定される基準を満たす場合は、その基準に応じた級に昇格させることができる。<br>②勤務成績が優秀な職員は、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。<br>降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。 |
| 俸給月額<br>(昇　　給) | 1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じて5段階(A～E)の区分を設け昇給させることができる。 |
| 業績給<br>(基本年俸額) | 1月1日に、前年度の年俸制適用教員活動評価に応じて5段階(SS～C)の区分を設け、業績給の支給割合(140/100～60/100)を決定し、基本年俸額を改定することができる。 |

#### ③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

国立大学法人神戸大学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当等(俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、職務付加手当、専門看護師等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。
期末手当については、期末手当基準額(俸給＋俸給の調整額＋扶養手当＋教職調整額＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の130を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給＋俸給の調整額＋教職調整額＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和元年度における主な改定内容は以下のとおりである。
〇俸給月額の引上げ(平均約0.1%)
〇勤勉手当支給率の引上げ(年間0.05月分)
〇配偶者等への扶養手当額の改定
〇非常勤職員の日給及び時間給の改定

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和元年度の年間給与額(平均) 総額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 常勤職員 | 2,579 | 42.7 | 7,255 | 5,252 | 141 | 2,003 |
| 事務・技術 | 577 | 42.6 | 6,169 | 4,505 | 176 | 1,664 |
| 教育職種（大学教員） | 1,019 | 49.5 | 9,605 | 6,868 | 154 | 2,737 |
| 医療職種（病院医師） | 該当者なし | | | | | |
| 医療職種（病院看護師） | 661 | 33.7 | 5,209 | 3,832 | 85 | 1,377 |
| 技能・労務職種 | 3 | 58.2 | 6,095 | 4,419 | 180 | 1,676 |
| 海事職種 | | | | | | |
| 海技職種 | 5 | 37.1 | 5,375 | 3,947 | 107 | 1,428 |
| 教育職種（附属高校教員） | 69 | 42.2 | 7,498 | 5,518 | 127 | 1,980 |
| 教育職種（附属義務教育学校教員） | 19 | 40.3 | 7,177 | 5,284 | 154 | 1,893 |
| 医療職種（病院医療技術職員） | 183 | 37.8 | 5,665 | 4,159 | 162 | 1,506 |
| その他医療職種（看護師） | 3 | 51.5 | 6,057 | 4,400 | 147 | 1,657 |
| 準正規職員 | 40 | 41.1 | 4,185 | 3,120 | 167 | 1,065 |

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 総額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 再任用職員 | 33 | 62.6 | 4,045 | 3,406 | 188 | 639 |
| 事務・技術 | 29 | 62.5 | 4,126 | 3,473 | 192 | 653 |
| 教育職種（大学教員） | 該当者なし | | | | | |
| 医療職種（病院医師） | 該当者なし | | | | | |
| 医療職種（病院看護師） | | | | | | |
| 技能・労務職種 | 4 | 63 | 3,451 | 2,912 | 161 | 539 |
| 医療職種（病院医療技術職員） | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 非常勤職員 | 人<br>240 | 歳<br>38.3 | 千円<br>3,689 | 千円<br>2,909 | 千円<br>140 | 千円<br>780 |
| 事務・技術 | 人<br>152 | 歳<br>42.7 | 千円<br>3,646 | 千円<br>2,673 | 千円<br>177 | 千円<br>973 |
| 教育職種<br>（大学教員） | 人<br>6 | 歳<br>39.7 | 千円<br>5,772 | 千円<br>4,217 | 千円<br>147 | 千円<br>1,555 |
| 医療職種<br>（病院医師） | 人<br>53 | 歳<br>30.4 | 千円<br>3,478 | 千円<br>3,478 | 千円<br>42 | 千円<br>0 |
| 医療職種<br>（病院看護師） | 人<br>3 | 歳<br>41.2 | 千円<br>4,904 | 千円<br>3,572 | 千円<br>266 | 千円<br>1,332 |
| 技能・労務職種 | 人<br>3 | 歳<br>41.8 | 千円<br>4,026 | 千円<br>2,895 | 千円<br>113 | 千円<br>1,131 |
| 医療職種<br>（病院医療技術職員） | 人<br>23 | 歳<br>26.1 | 千円<br>3,715 | 千円<br>2,730 | 千円<br>106 | 千円<br>985 |

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2：在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。
注3：「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、調理員等をいう。
「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。
「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。
「教育職種（附属高校教員）」には、附属特別支援学校教員を含む。
「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。
注4：常勤職員の海事職種、再任用職員の医療職種（病院看護師）、医療職種（病院医療技術職員）は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

〔年俸制適用者〕

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和元年度の年間給与額（平均） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | | うち通勤手当 | |
| 常勤職員 | 人<br>103 | 歳<br>58.6 | 千円<br>11,886 | 千円<br>10,281 | 千円<br>170 | 千円<br>1,605 |
| 教育職種<br>（大学教員） | 人<br>103 | 歳<br>58.6 | 千円<br>11,886 | 千円<br>10,281 | 千円<br>170 | 千円<br>1,605 |

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和元年度の年間給与額（平均） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | | うち通勤手当 | |
| 任期付職員 | 人<br>159 | 歳<br>47.1 | 千円<br>7,468 | 千円<br>7,468 | 千円<br>141 | 千円<br>0 |
| 事務・技術 | 人<br>該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種<br>（大学教員） | 人<br>該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種<br>（病院医師） | 人<br>該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種<br>（病院看護師） | 人<br>該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 特命教員 | 人<br>130 | 歳<br>46.9 | 千円<br>7,929 | 千円<br>7,929 | 千円<br>136 | 千円<br>0 |
| 特命専門職 | 人<br>29 | 歳<br>47.9 | 千円<br>5,397 | 千円<br>5,397 | 千円<br>164 | 千円<br>0 |
| 政策研究職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

注1：在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。
注2：「特命教員」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者であって、大学が定める特定の事項について教育・研究に従事するもので、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教をいう。
「特命専門職」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄付金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者で、国立大学法人神戸大学事務組織規則に規定する事務組織等において、高度の専門的な知識又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認められる業務に従事するものをいう。
注3：任期付職員の政策研究職員は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕

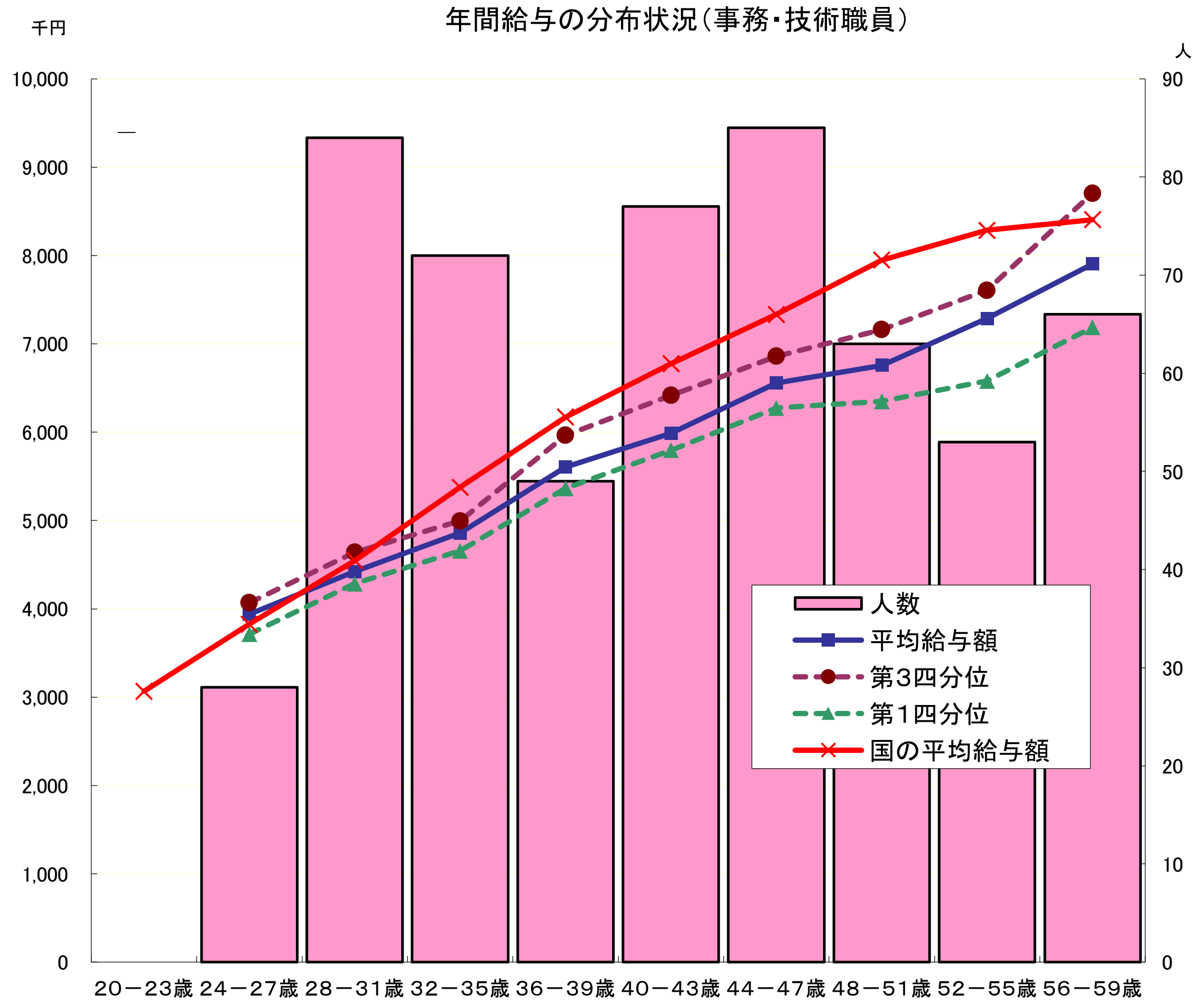


注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

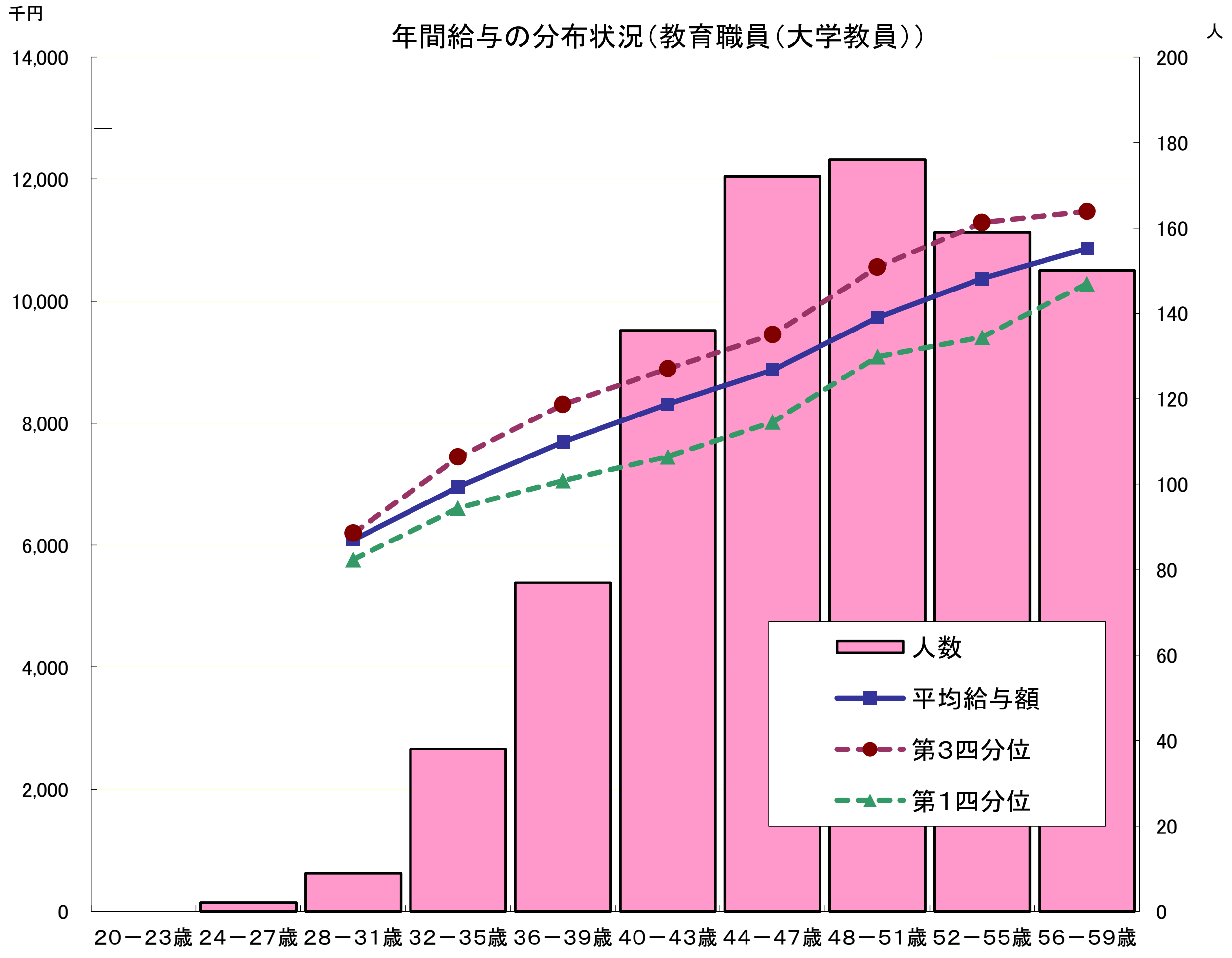


注：年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与に関しては表示していない。

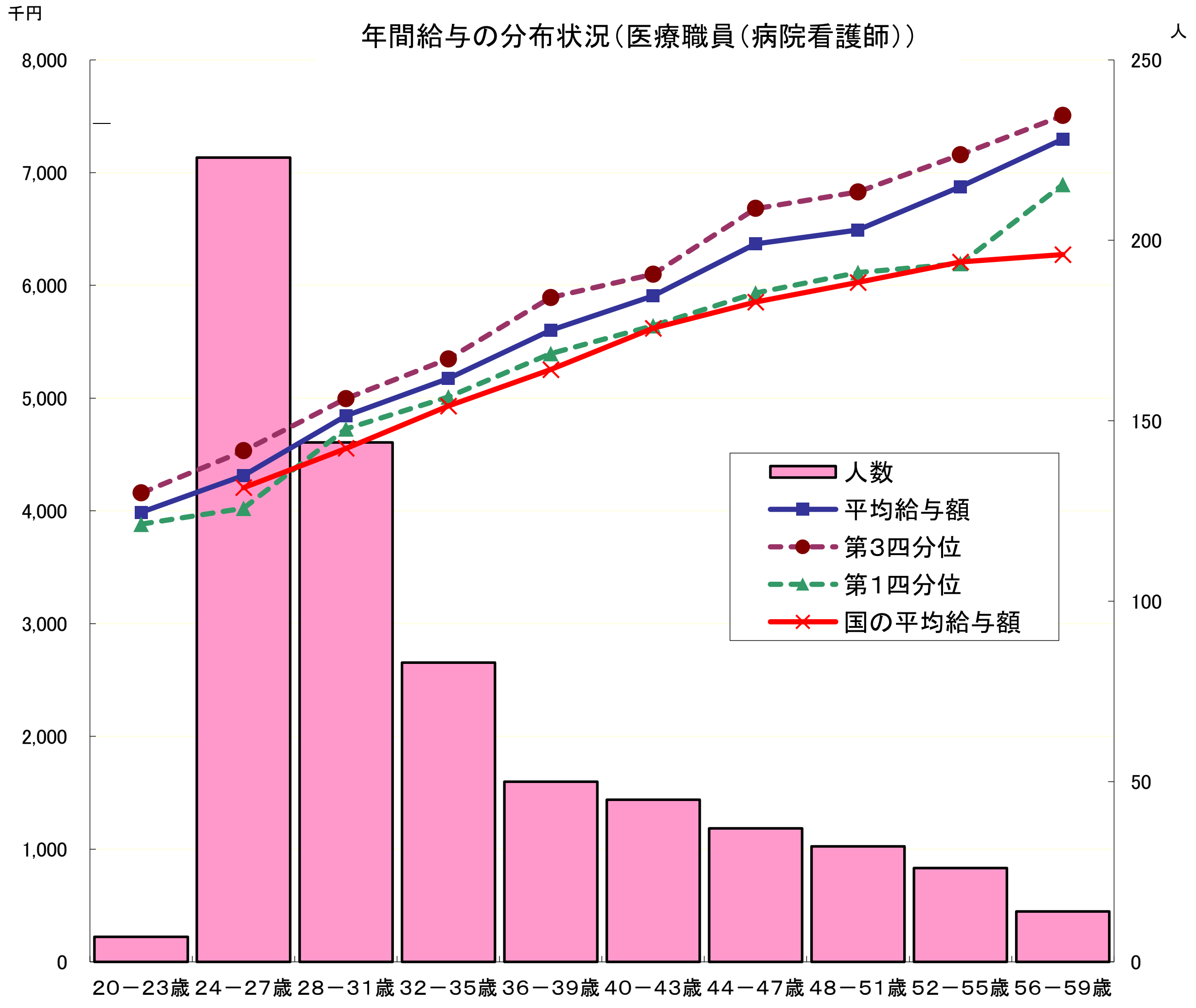


③ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平均 | （最高～最低） | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 部長 | 8 | 57.8 | 10,230 | 11,909 ～ | 8,944 |
| 課長 | 38 | 55.5 | 8,643 | 9,678 ～ | 6,994 |
| 課長補佐 | 61 | 51.9 | 7,257 | 8,067 ～ | 6,084 |
| 係長 | 198 | 46.1 | 6,409 | 7,501 ～ | 5,175 |
| 主任 | 117 | 40.5 | 5,531 | 7,170 ～ | 4,215 |
| 係員 | 155 | 32.2 | 4,444 | 6,350 ～ | 3,503 |

注:「部長」には「次長」を含み、「課長」には「事務長」及び「室長（課長相当）」を含み、
「課長補佐」には「事務長補佐」、「専門員」及び「室長（課長補佐相当）」を含み、
「係長」には「専門職員」を含む。

（教育職員（大学教員））

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平均 | （最高～最低） | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教授 | 429 | 54.8 | 10,972 | 14,425 ～ | 8,023 |
| 准教授 | 346 | 47.6 | 8,981 | 10,278 ～ | 6,039 |
| 講師 | 67 | 44.5 | 8,196 | 9,730 ～ | 5,545 |
| 助教 | 167 | 41.9 | 7,207 | 8,204 ～ | 5,436 |
| 助手 | 10 | 47.7 | 6,282 | 7,041 ～ | 4,178 |

（医療職員（病院看護師））

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平均 | （最高～最低） | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| **看護部長** | 1 | | | | |
| **副看護部長** | 4 | 53.5 | 8,098 | | |
| **看護師長** | 30 | 48.1 | 6,946 | 7,755 ～ | 6,016 |
| **副看護師長** | 71 | 45.4 | 6,427 | 7,438 ～ | 5,241 |
| **看護師** | 555 | 31.3 | 4,829 | 6,725 ～ | 3,856 |

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
平均年齢及び年間給与額は記載していない。
注2：副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
年間給与の最高額及び最低額は記載していない。

④ 賞与（令和元年度）における査定部分の比率
（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

| 区分 | | | 夏季（6月） | 冬季（12月） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員 | 一律支給分（期末相当） | | 51.5 % | 49.9 % | 50.7 % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | 48.5 % | 50.1 % | 49.3 % |
| | | 最高～最低 | 49.9～43.0 % | 53.3～41.7 % | 51.5～42.4 % |
| 一般職員 | 一律支給分（期末相当） | | 58.2 % | 56.9 % | 57.5 % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | 41.8 % | 43.1 % | 42.5 % |
| | | 最高～最低 | 44.1～38.7 % | 45.3～33.9 % | 44.7～37.2 % |

（教育職種（大学教員））

| 区分 | | | 夏季（6月） | 冬季（12月） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員 | 一律支給分（期末相当） | | 52.7 % | 50.5 % | 51.6 % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | 47.3 % | 49.5 % | 48.4 % |
| | | 最高～最低 | 50.6～40.6 % | 54.6～42.2 % | 52.7～41.6 % |
| 一般職員 | 一律支給分（期末相当） | | 58.2 % | 57.0 % | 57.6 % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | 41.8 % | 43.0 % | 42.4 % |
| | | 最高～最低 | 53.7～0.0 % | 51.5～0.0 % | 52.2～0.0 % |

（医療職員（病院看護師））

| 区分 | | | 夏季（6月） | 冬季（12月） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員 | 一律支給分（期末相当） | | % | % | % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | % | % | % |
| | | 最高～最低 | % | % | % |
| 一般職員 | 一律支給分（期末相当） | | 57.7 % | 56.4 % | 57.0 % |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | 42.3 % | 43.6 % | 43.0 % |
| | | 最高～最低 | 44.1～37.7 % | 46.2～39.1 % | 44.9～38.4 % |

注：医療職員（病院看護師）における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定される
おそれのあることから記載していない。

3　給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
| --- | --- |
| 対国家公務員<br>指数の状況 | ・年齢勘案　90.6<br>・年齢・地域勘案　94.6<br>・年齢・学歴勘案　89.3<br>・年齢・地域・学歴勘案　94.1<br>(参考)対他法人　103.6 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている理由 | － |
| 給与水準の妥当性の検証 | 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　31.2%】<br>（国からの財政支出額　26,241百万円、支出予算の総額　84,160百万円：令和元年度予算）<br>【累積欠損額　0円(令和元年度決算)】<br>【管理職の割合　8.0%　(常勤職員数577名中46名)】<br>【大卒以上の高学歴者の割合　81.1%　(常勤職員数577名中468名)】<br>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合　26.8%】<br>（支出総額　78, 027百万円、給与・報酬等支給総額　20,908百万円：令和元年度決算）<br><br>【法人の検証結果】<br>本学の事務・技術職員に係る給与水準は、以下の理由により適正なものであると判断できる。<br>・国からの財政支出割合が50%を超えておらず、累積欠損額も0円であること<br>・本学は、地域手当の支給割合が12.0%及び大学卒の従事割合が81.1%となっており、国家公務員の大卒従事割合58.4%より高い水準であるにもかかわらず、国家公務員に対する指数が90.6%となっており、国より低い水準となっていること<br>・職員の平均年齢は、平成31年国家公務員給与等実態調査による行政職(一)の平均年齢とほぼ同様であること<br>・事務・技術職員に占める課長以上の管理職の割合は約8.0%と、国家公務員行政職(一)6級以上の割合約16.7%と比較しても低い水準となっていること<br>・給与額については、職種別職員民間給与実態調査によると職員数が同等である民間企業と比較しても低い水準となっていること<br><br>（文部科学大臣の検証結果）<br>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。 |
| 講ずる措置 | 今後も適切な給与水準の維持に努めたい。 |

○医療職員（病院看護師）

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対国家公務員<br>指数の状況 | ・年齢勘案　105.7<br>・年齢・地域勘案　108.4<br>・年齢・学歴勘案　101.2<br>・年齢・地域・学歴勘案　108.4<br>（参考）対他法人　105.8 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている理由 | 地域手当12％地域に所在していること及び平成31年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」の医療職俸給表（三）によると、最終学歴が大卒以上5.7％、短大卒89.6％、高校卒4.6％であるのに対し、本学は大卒以上73.1％、短大卒28.0％、高校卒0％であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いこと、また同調査の「適用俸給表別、級別（最終学歴別）人員」の医療職（三）によると、1級（准看護師）の構成割合が5.3％であるのに対し、本学は0％であること等が影響していると考える。 |
| 給与水準の妥当性の検証 | 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　31.2％】<br>（国からの財政支出額　26,241百万円、支出予算の総額　84,160百万円：令和元年度予算）<br>【累積欠損額　0円（令和元年度決算）】<br>【管理職の割合　0.1％　（常勤職員数654名中1名）】<br>【大卒以上の高学歴者の割合　73.1％　（常勤職員数654名中478名）】<br>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合　26.8％】<br>（支出総額　78,027百万円、給与・報酬等支給総額　20,908百万円：令和元年度決算）<br><br>【法人の検証結果】<br>本学の医療職員（病院看護師）に係る給与水準は、以下の理由により適正なものであると判断できる。<br>・国からの財政支出割合が50%を超えておらず、累積欠損額も0円であること<br>・本学に所属する看護師には、12.0%の地域手当が支給されていること<br>・本学医学部附属病院は、特定機能病院として交互先端医療の提供を通じ、社会へ貢献することを使命としており、看護師に対しても高い知識を求めるため大学卒の割合が国家公務員の看護師より高くなっていること<br><br>（文部科学大臣の検証結果）<br>法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度とおおむね同様であることから、給与水準はおおむね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。 |
| 講ずる措置 | 今後も適切な給与水準の維持に努めたい。 |

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標　101.6

（注）上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成30年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

（扶養親族がいない場合）

○ 22歳 （大卒初任給）

月額 182,200円 年間給与 3,062,000円

○ 35歳 （主任）

月額 312,256円 年間給与 5,244,000円

○ 50歳 （課長補佐）

月額 414,288円 年間給与 7,048,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者 6,500円、子1人につき 10,000円又は15,000円）を支給。

教育職員（大学教員）

（扶養親族がいない場合）

○ 27歳 （助教、博士修了初任給）

月額 291,400円 年間給与 4,893,000円

○ 35歳 （講師）

月額 392,672円 年間給与 6,681,000円

○ 50歳 （教授）

月額 572,768円 年間給与 9,854,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者 3,500円又は6,500円、子1人につき 10,000円又は15,000円）を支給。

注1：月額には、俸給月額、地域手当を含み、年間給与には期末・勤勉手当も含める。
注2：22歳及び27歳の月額には地域手当は含めていない。また、年間給与に含まれる期末・勤勉手当についても、卒後すぐに採用した職員を想定しているため、6月期に支給される期末・勤勉手当については、期間率を割り引いて算出している。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学職員の俸給及び期末・勤勉手当については、年俸制適用職員を除き、業績給の仕組みは未導入である。
ただし、本学で実施している教員活動評価及び人事評価制度の結果を、昇格、上位昇給該当者の選考及び勤勉手当における成績率の優秀者等への選考の参考としており、引き続き実施していく。

## Ⅲ 総人件費について

| 区　分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円<br>21,174,828 | 千円<br>21,268,361 | 千円<br>20,923,793 | 千円<br>20,908,472 | 千円 | 千円 |
| 退職手当支給額 (B) | 千円<br>1,416,484 | 千円<br>1,496,191 | 千円<br>1,336,688 | 千円<br>1,478,113 | 千円 | 千円 |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円<br>12,274,729 | 千円<br>13,053,889 | 千円<br>13,353,704 | 千円<br>13,386,307 | 千円 | 千円 |
| 福利厚生費 (D) | 千円<br>4,995,179 | 千円<br>5,138,867 | 千円<br>5,273,001 | 千円<br>5,343,213 | 千円 | 千円 |
| 最広義人件費 (A＋B＋C＋D) | 千円<br>39,861,221 | 千円<br>40,957,310 | 千円<br>40,887,188 | 千円<br>41,116,106 | 千円 | 千円 |

注1: 中期目標期間の開始年度から当年度分までを記載する。

注2:「給与、報酬等支給総額」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における常勤の合計額と一致しない。

注3:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注4:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注5: 各区分について千円未満切り捨てとして記載しているため、「最広義人件費」と他区分の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

①令和元年度の「給与、報酬等支給総額」の15,321千円(0.07%)減の主な要因は、大学教員数の減少が考えられる。

②令和元年度の「退職手当支給額」の141,425千円(9.5%)増の主な要因は、定年退職者及び早期退職者が増加したことによると考えられる。

③令和元年度の「非常勤役職員給与」の32,603千円(0.2%)増の主な要因は、外部資金等により雇用する職員が増加したことによると考えられる。

④令和元年度の「福利厚生費」の70,212千円(1.3%)増の主な要因は、共済組合負担金率及び社会保険料等の負担率の引き上げによると考えられる。

⑤上記①～④の要因により、令和元年度においては対前年度比 228,918千円(0.5%)の増となった。

## Ⅳ その他

特になし